

汚水マス・雨水マスの設計

設置場所

- 排水管の起点・終点
- 排水管の合流点
- 排水管の屈曲点
- 排水枝管との合流点
- 管路の延長がその内径の120倍を越えない範囲において、管路の維持管理上適切な箇所
- 排水管の管径が変化する箇所
- 排水管の勾配が著しく変化する箇所
- その他、維持管理上必要な場所

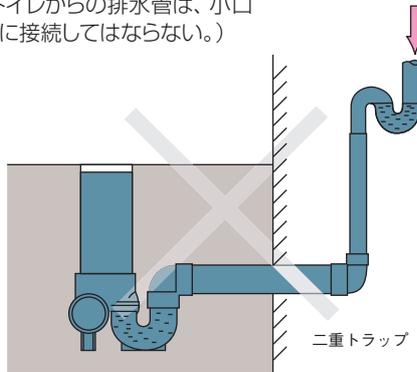
塩ビ製小口径マスのマス深さとマス径(参考)

マス径(mm)	マス深さ(cm)
125	40以下
150	60以下
200	120以下
300	200以下
400	400以下

- マス深さは、排水管の管底までの深さです。
- ご利用にあたっては各自自治体の基準にしてください。

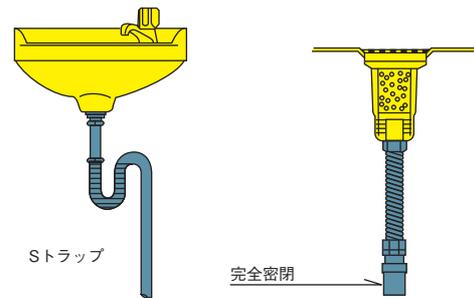
二重トラップ配管の禁止

二重トラップ配管としてはならない。
(器具トラップを有する排水管は小口径トラップマスに接続してはならない。トイレからの排水管は、小口径トラップマスのトラップに接続してはならない。)



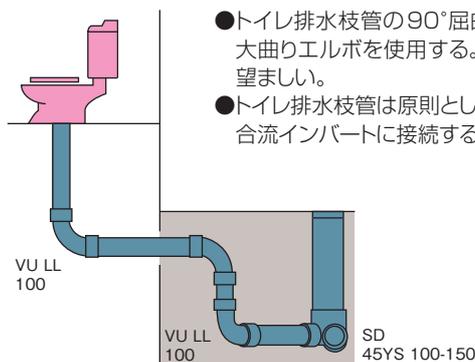
雑排水管の持続工事には、下記の項目を必ず設置してください。

- 調査項目
1. 排水器具にトラップがついているか
 2. 屋内排水管と排水器具との接続方法 (完全密閉であるかどうか)



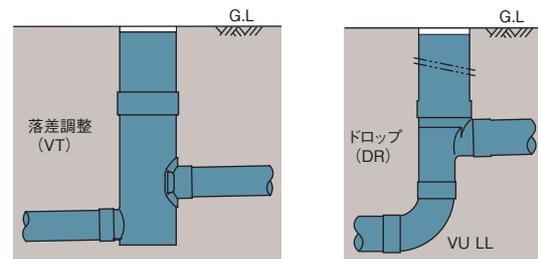
トイレ排水枝管

- トイレ排水枝管の90°屈曲部には原則として大曲りエルボを使用する。又管径もφ100が望ましい。
- トイレ排水枝管は原則として3cm段差付45°合流インパートに接続する。



トイレ排水枝管

上下流の排水管落差が大きい場合は、ドロップ(DR)又は落差調整(VT)を使用する。ドロップを使用する場合は、マス底部下部に必ず大曲りエルボ又は45°エルボを使用してください。



雨水系統の防臭(合流式)

合流式の場合、雨水系統を汚水系統に合流させる箇所には必ずトラップマスを設置してください。

土砂などが大量に流入する箇所(外流し・足洗い場)には、泥溜め付きのマスなどを設置する。

